

災害崩落土砂処理助成等要綱

(総則)

第1条 この要綱は、崖崩れ災害により被災した所有者等に対し、崩落土砂等の撤去、ビニールシートの設置をする際に必要となる費用の助成並びにビニールシートの支給により所有者等の負担軽減及び二次災害の防止を目的とする。

2 崩落土砂等の撤去、ビニールシートの設置をする際に必要となる費用に対する助成及び所有者等に対するビニールシートの支給については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「交付規則」という。）及びサービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「提供規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 崖 地表面が水平面に対し30度以上の角度をなす土地で、かつ、高さが2メートル以上のものをいう。
- (2) 所有者等 崖の個人所有者、崖崩れ等により被害を受けた保全家屋等の所有者（居住の用に供している建築物の所有者が法人の場合を除く）、保全家屋等の居住者又は当該建物の敷地の個人所有者をいう。
- (3) 保全家屋等 崖崩れ等が発生した時点において居住の用に供している建築物、市が風水害時避難所に指定している町内会館又は寺院若しくは神社及び別表に掲げる施設をいう。
- (4) 既成宅地 崖崩れ等により保全家屋等に被害のおそれがある土地又は崖崩れ等により保全家屋等が被害を受けた土地をいう。
- (5) ビニールシート等 ビニールシート、ロープ、土のう及び鉄筋棒をいう。
- (6) 崖崩れ等 崖からの崩落土砂及び倒木で本市職員が確認しているものをいう。
- (7) 崩落土砂 崩落した土砂並びに当該土砂に含まれるコンクリート塊で1立方メートル以上のものをいう。ただし、ビニールシートの支給については、この限りでない。
- (8) 倒木 目通り直径が20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上のものをいう。ただし、ビニールシートの支給については、この限りでない。

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる作業は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 災害崩落土砂処理 既成宅地に存する崖崩れ等により発生した崩落土砂及び倒木を搬出し、処分するまでの作業
- (2) 災害応急対策 崖崩れ等(倒木については、根ごと落ちたものに限る。)が起きた崖に対しビニールシート等を設置する作業

2 助成を受けようとする者は、本市職員が確認した日の翌日から起算して1箇月以内に、補助金等交付申請書を提出しなければならない。

(助成の対象となる土地)

第4条 災害崩落土砂処理及び災害応急対策の助成対象となる土地は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 災害崩落土砂処理 崖の下端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の2倍の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖で、かつ、がけと反対側の保全家屋等の端から水平角で30度以内にあるがけ
- (2) 災害応急対策 崖の下端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の2倍の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖又は崖の上端からの水平距離が、崖の高さに相当する距離の範囲内に保全家屋等が存する土地に接する崖で、かつ、がけと反対側の保全家屋等の端から水平角で30度以内にあるがけ

(助成を受けることができる者)

第5条 資金の助成を受けることができる者は、所有者等で市税を滞納していないものとする。

2 同一の崖崩れ等に対する助成は、1回限りとする。

(助成を受けようとする者の責務)

第6条 助成を受けようとする者は、近隣住民等との関係に十分配慮するよう努めなければならない。

(助成の金額)

第7条 資金の助成額は、予算の範囲内において次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害崩落土砂処理 市が算出した災害崩落土砂の処理に係る費用に2分の1を乗じて得た額又は実際に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額(1件につき30万円を限度とする。)

(2) 災害応急対策 市が算出した災害応急対策に係る費用の額に2分の1を乗じて得た額又は実際に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額(1件につき10万円を限度とする。)

2 前項に規定する助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

(添付書類)

第8条 申請者以外の者が所有する土地のビニールシート設置については、当該土地の所有者の承諾書の写しを添付するものとする。

(施行者)

第9条 第3条に規定する作業の施行者は、契約規則(平成19年横須賀市規則第22号)第5条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登録された者とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(実績報告)

第10条 交付規則第10条に規定する市長の定める書類は、崩落土砂等の搬出、ビニールシートの設置作業に従事した人数及び当該作業で使用した資機材がわかる資料及び写真、処分量がわかる伝票等とする。

(ビニールシートの支給)

第11条 災害応急対策を行う者に対しては、ビニールシートを支給する。

2 ビニールシートの支給は、崖崩れ等が発生した箇所につき1回限りとし、かつ、支給枚数は、1枚とする。ただし、崖崩れ等が広範囲にわたる場合は、この限りでない。

(支給を受けることができる者)

第12条 ビニールシートの支給を受けることができる者は、所有者等とする。

(支給申請手続)

第13条 ビニールシートの支給を申請しようとする者は、本市職員が崖崩れを確認した日の翌日から起算して1箇月以内にビニールシート支給申請書(別記様式)を提出しなければならない。

附 則

(関係要綱の廃止)

がけ崩れ災害応急対策事業実施要綱(平成22年4月1日制定)は廃止する

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- | | |
|---|---|
| 1 | 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設 |
| 2 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 |
| 3 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設 |
| 4 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設 |
| 5 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設 |
| 6 | 全各項に規定するもののほか、これらに類する社会福祉施設 |
| 7 | 幼稚園及び特別支援学校 |
| 8 | 病院、診療所及び助産所（入所施設を有するものに限る。） |

別記様式（第13条関係）

ビニールシート支給申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長	
申請者 住所 氏名	
(印)	
災害発生箇所	
災害発生日	
ビニールシート 支給枚数	
土地 所有者	住所
	氏名
（事務処理欄）	

備考 氏名を署名した場合は、押印を省略することができます。